

大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の概要 (平成25年4月1日施行、令和元年12月25日一部改正)

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号および第105号)の施行により、「道路法」および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、「道路構造基準」、「道路標識の寸法等に関する基準」、「移動円滑化基準」について、条例委任された。

◎様々な状況を想定し定めている国の基準に準拠しつつも、さらに大阪の実情に即した整備が支障なく、効率的・効果的に出来るよう条例制定 府への委任対象：府道のみ

■ 道路構造基準

【道路法における委任の概要】

○道路の構造の基準について、「設計車両」、「建築限界」、「橋等の設計強度」以外
は、政令で定める基準を参酌して、道路管理者である自治体の条例で定める。

<条例で定める項目>

車線等、路肩、線形、幅員、視距、勾配、路面、排水施設、交差又は接続、
待避所、交通安全施設等

【条例の考え方】

安全性・円滑性の確保のため、基本的に道路構造令を採用
ただし、大阪の実情に応じた整備に支障がある事項等については、独自規定を盛り込む

車線数の決定 (第4条)

・交通量によって一律に車線数を決定するのではなく、地域の実情に応じ柔軟に車線
数を選択できる規定を盛り込み、効率的・効果的な道路整備を進める。

(例) 4車線→2車線に縮小、2車線→3車線以上に拡大

歩道の幅員 (第13条)

歩道等の舗装 (第27条)・横断勾配 (第28条)

・府民ニーズを踏まえ、幅員2.0m以上の実質的な歩行空間を確保(有効幅員を規定)
・歩道における透水性舗装や横断勾配緩和という先進取組みを盛り込み

植樹帯等 (第16条)

・歩行空間等を確保しつつも、府民が実感できる「みどり」を確保するため、植樹帯に
限らず植樹ますで代替できる規定を盛り込み。(緑視率の向上が重要。)

■ 道路標識基準

【道路法における委任の概要】

○道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の
寸法、文字の大きさは、道路標識令を参酌して、道路管理者である自治体の条
例で定める。

【条例の考え方】

視認性、判読性の確保のため、道路標識令を採用

■ 移動円滑化基準

【バリアフリー新法における委任の概要】

○特定道路の構造に関する基準は、省令で定める移動円滑化基準を参酌して、
道路管理者である自治体の条例で定める。

【条例の考え方】

面としての対応が必要であることから、国の移動円滑化基準を採用しつつ、
大阪府福祉のまちづくり条例に基づく上乗せ基準を盛り込み